

第22号議案

文京区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成十八年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 区立幼稚園の入園・保育料に関すること。

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

文京区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（補助執行）</p> <p>第二条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に補助執行させるものとする。</p> <p>一 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>二 視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>三 区立幼稚園の入園・保育料に関すること。</p> <p>第三条・第四条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（補助執行）</p> <p>第二条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に補助執行させるものとする。</p> <p>一 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>二 視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>第三条・第四条（略）</p>